

報告第6号

専決処分(損害賠償の額の決定及び和解)の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき議会が指定した市長の専決処分事項の項目である下記の事件を次のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年5月13日提出

備前市長 吉 村 武 司

記

専決第1号 交通事故損害賠償額の決定及び和解

専 決 処 分 書

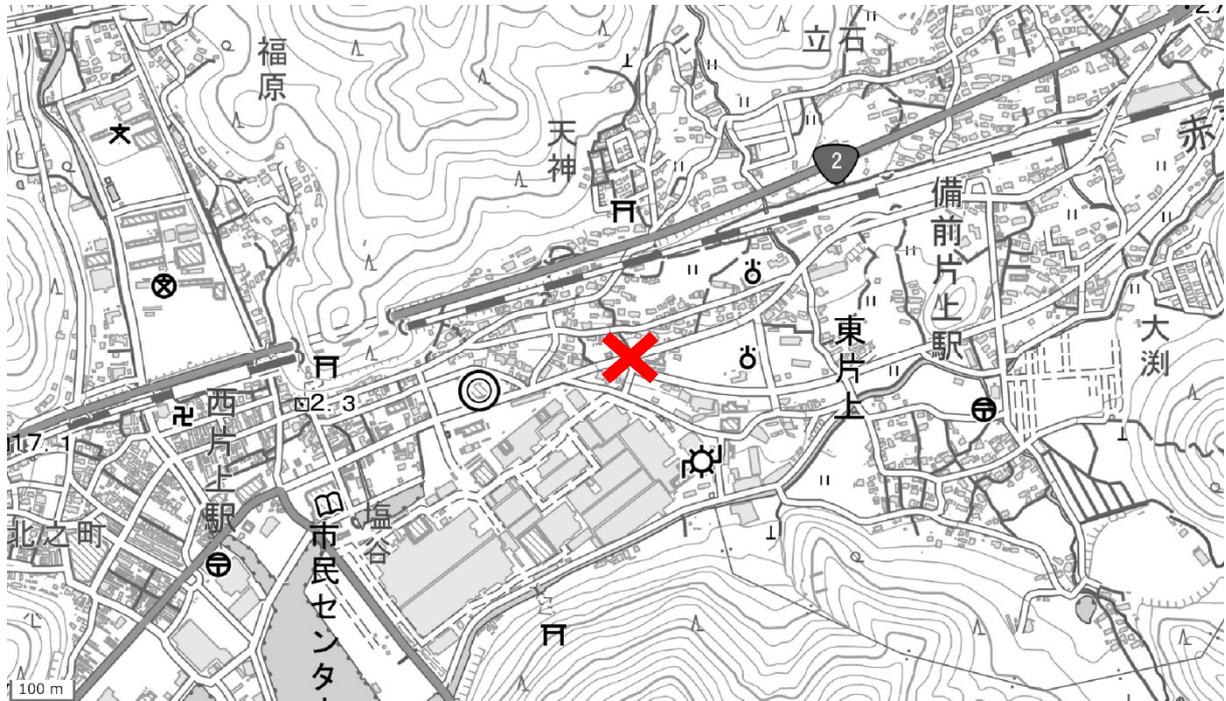
地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和6年4月15日

備前市長 吉村 武司

専決 番号	事 件 名	賠 償 金	保 険 等 補 填 額	相 手 方	事 件 の 概 要
1	交通事故 損害賠償 額の決定 及び和解	円 358,500	円 358,500	備前市***** *****	令和6年2月27日13時20分頃、備前市東片上地内を 道路維持作業のため移動中、交差点において赤信号 を見落とした公用車と赤信号が切り替わるところで 見切り発車した相手方車両とが接触し、当該車両を 破損させたもの

位置図



事故現場見取図



地図出典：国土地理院地図